2018年8月28日

インターネット上の海賊版対策に関する検討会議;いくつかの論点についての意見

丸橋

○ブロッキングありきの議論について

本TFの前提としてブロッキングありきの議論にはしないことが確認されたはずである。しかしながら、第5回の瀬尾委員の提出資料・発表を除き、単なる前置きとしてブロッキングありきではない、との立場を表明するのみで、内容としてはいつまでもブロッキングにのみ拘る意見を崩していない権利者側委員が多いことを憂慮する。

また、第5回に事務局資料としてブロッキングに係る法制度を行う場合の論点について(案)が提示されたが、ブロッキング推進派の委員からのさらなる検討が不要な論点、意見ではなく単なる誤解も散見される。

事務局自体がブロッキングありきの姿勢になっていることが反映されているものであり、今一度正常な事務局運営にしてもらいたい。そうでないと意見の集約はままならず、意見が異なることを確認するしかありえない。

○エビデンスベースの必要性

エビデンスベースの議論が必要との意見があったが、賛成である。

しかし、エビデンスを公正、客観的かつ説得的に提示すべきなのは、たとえばブロッキングを推進する施策について言えば、推進する側であり、これまでのところ、全体の被害規模、各国のブロッキング法制の説明を含め、説得的とは言い難い。

第5回の村瀬参考人資料9-2によると、ブロッキングの効果がまとめられているが、調査主体、調査手法の点で中立的な調査であるかどうかの検証がされておらず、また、同じ条件で計測したものでは無いので、これをもって実効性があると断定するには足りない。特にブロッキング開始直後の数字についてはアクセスが一時的に減少するのは当然であり、迂回方法が広まるまでにタイムラグがあり得ることを勘案して数字を評価すべきである。

また、基本的なエビデンスが足りていないと考える。これまで提示されていないエビデンスの中で一つ挙げるとすれば、漫画家等、権利者による電子出版権についての設定の割合である。村瀬参考人資料 9-1 で図らずも明らかにされたとおり、出版社による「申立ての権限として、2 号出版権だけでなく、利用許諾に基づく権利も許容されることが望ましい」とあるのは、2 号出版権の設定率が低レベルであることの現れであると推察される。

とすると、本TFにおけるステークホルダー(少なくともブロッキング議論においては)として最も必要なプレーヤー類型である漫画家等の著作権者が欠けているのではないか。

以 上